令和８年度　維持管理の状況（廃棄物処理法第９条の３第６項）

岸和田市貝塚市クリーンセンター

○処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量　　単位：t

種類	月	１号炉	２号炉	３号炉	合計
可燃ごみ	４月	3,044.84	1,037.41	3,906.18	7,988.43
	５月	0.00	4,774.07	4,746.18	9,520.25
	６月	0.00	4,696.64	3,265.51	7,962.15
	７月	0.00	4,695.23	120.85	4,816.08
	８月	0.00	4,608.50	4,579.22	9,187.72
	９月	0.00	1,151.15	4,527.39	5,678.54
	10月				0.00
	11月				0.00
	12月				0.00
	１月				0.00
	２月				0.00
	３月				0.00

○燃焼室中の燃焼ガスの温度　　単位：℃

測定を行った位置	月	１号炉	２号炉	３号炉	基準値※１
焼却炉	４月	963	959	937	800℃以上
	５月	－	950	934	
	６月	－	952	946	
	７月	－	959	－	
	８月	－	960	958	
	９月	－	943	961	
	10月				
	11月				
	12月				
	１月				
	２月				
	３月				

備考：測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の１日
　　　測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない
　　　表中の「-」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

○集じん器に流入する燃焼ガスの温度　　単位：℃

測定を行った位置	月	１号炉	２号炉	３号炉	基準値※１
減温塔出口	４月	179	178	173	おおむね200℃以下
	５月	－	180	172	
	６月	－	182	172	
	７月	－	181	－	
	８月	－	182	179	
	９月	－	181	175	
	10月				
	11月				
	12月				
	１月				
	２月				
	３月				

備考：測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の１日
　　　測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない
　　　表中の「-」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

○煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（酸素濃度12%換算値）　　単位：ppm

測定を行った位置	月	１号炉	２号炉	３号炉	基準値※１
煙突	４月	0	0	0	100ppm以下
	５月	－	0	0	
	６月	－	0	0	
	７月	－	0	－	
	８月	－	0	1	
	９月	－	1	1	
	10月				
	11月				
	12月				
	１月				
	２月				
	３月				

備考：測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の１日
　　　測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない
　　　表中の「-」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

○冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

除去位置		除去年月日（焼却炉停止中）
冷却設備及び排ガス処理設備	１号炉	5/18～5/26
	２号炉	
	３号炉	7/6～7/16

備考：焼却炉運転中の冷却設備（過熱器）については、スートブローで周期的に除去
　　　焼却炉運転中の排ガス処理設備（バグフィルタ）については、エアーパルスで周期的に除去

※１：廃棄物処理法施行規則第４条の５に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

〇煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度　単位：ng-TEQ/㎥N

排ガスを採取した位置		採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※２
煙突	１号炉				0.1ng-TEQ/㎥N
	２号炉	令和8年6月29日	令和8年7月23日	0.00035	
	３号炉				

〇煙突から排出される排ガス中の硫黄酸化物排出量　単位：㎥N/h

排ガスを採取した位置		採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※３
煙突	１号炉				
	２号炉	令和8年5月8日	令和8年5月20日	0.0083	23.9㎥N/h
		令和8年6月29日	令和8年7月23日	0.0032	24.1㎥N/h
	３号炉	令和8年4月7日	令和8年4月20日	0.0032	24.3㎥N/h
		令和8年5月8日	令和8年5月20日	＜0.004	24.4㎥N/h

〇煙突から排出される排ガス中のばいじん濃度（酸素濃度12%換算値）　単位：g/㎥N

排ガスを採取した位置		採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※４ （自主基準）
煙突	１号炉				0.04g/㎥N （0.01g/㎥N）
	２号炉	令和8年5月8日	令和8年5月20日	＜0.0006	
		令和8年6月29日	令和8年7月23日	＜0.0006	
	３号炉	令和8年4月7日	令和8年4月20日	＜0.0007	
		令和8年5月8日	令和8年5月20日	＜0.0006	

〇煙突から排出される排ガス中の塩化水素濃度（酸素濃度12%換算値）　単位：mg/㎥N

排ガスを採取した位置		採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※５ （自主基準）
煙突	１号炉				700mg/㎥N （15ppm）
	２号炉	令和8年5月8日	令和8年5月20日	1（＜0.6ppm）	
		令和8年6月29日	令和8年7月23日	＜0.6（＜0.6ppm）	
	３号炉	令和8年4月7日	令和8年4月20日	＜1（＜1ppm）	
		令和8年5月8日	令和8年5月20日	＜0.6（＜0.6ppm）	

〇煙突から排出される排ガス中の窒素酸化物濃度（酸素濃度12%換算値）　単位：ppm

排ガスを採取した位置		採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※６ （自主基準）
煙突	１号炉				250ppm （30ppm）
	２号炉	令和8年5月8日	令和8年5月20日	20	
		令和8年6月29日	令和8年7月23日	20	
	３号炉	令和8年4月7日	令和8年4月20日	20	
		令和8年5月8日	令和8年5月20日	20	

備考：ng（ナノグラム）…10億分の１グラム
TEQ…毒性等量と言い、ダイオキシン類には異性体（構造が異なるもの）が多く存在し、それぞれ毒性の強さが異なる。ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ダイオキシンの毒性を１として、それぞれの異性体の毒性を2,3,7,8-TeCDDに換算して合計したもの。
㎥N（ノルマル立法メートル）…摂氏０℃、１気圧の状態に換算した気体の体積
ppm…濃度や割合を示す単位で、100万分の１を表す。

※２：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第１条の２に規定する排出基準
※３：大気汚染防止法施行規則第７条に規定する排出基準
硫黄酸化物の排出基準は、煙突の高さに応じて許容排出量を定めるＫ値規制方式であり、測定時の排ガスの流量、流速、温度の実測値により算出されるため、一定の値をとらない。
※４：大気汚染防止法施行規則第４条に規定する排出基準
※５：大気汚染防止法施行規則第５条第１号に規定する排出基準
※６：大気汚染防止法施行規則第５条第２号に規定する排出基準